萩市デイサービスセンターかがやき
指定第１号通所事業（通所型サービス）
重要事項説明書

１．事業者

（１）法　人　名　　社会福祉法人　萩市社会福祉事業団
（２）法人所在地　　山口県萩市大字椿字門田３４６０－２
（３）電 話 番 号　　（０８３８）２４－４１１１
（４）代表者氏名　　理事長　田　中　文　夫
（５）設立年月日　　平成１６年２月２０日

２．事業所の概要

（１）事業所の名称及び事業の種類等

名　称　　萩市デイサービスセンターかがやき
管理者　　松中　徹
所在地　　山口県萩市大字椿字門田３４６０－２
電話番号　　（０８３８）２４－４１１１

事業の種類	介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号通所事業（通所型サービス）
利用定員	４９名(介護給付サービス定員を含む)
指定年月日	平成２３年３月１日
介護保険指定番号	山口県指定第３５７０４００３８６号

（２）事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号通所事業（通所型サービス）（以下、「通所型サービス」という。）は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態に陥らないように予防することを目的としてサービスを提供します。

（３）事業の運営方針

①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所型サービスを提供するように努めるものとする。
②利用者の自主性を尊重し、サービス利用の自己決定をしていただくとともに、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。

③市町村、指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（４）通常の事業の実施地域

事業所より半径１５㎞以内の地域(但し、離島を除く)

（５）営業日及び営業時間

事業の種類	営業日	
通所型サービス	月曜日～土曜日	▼営業時間 午前８時３０分　～　午後５時３０分
		▼サービス提供時間 午前９時３０分　～　午後４時４５分

３．職員体制

利用者に対して通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

但し、居宅サービスにおける通所介護事業とも兼務するものとします。

職種	常勤	非常勤	指定基準
管理者 （生活相談員兼務）	１人		１人
生活相談員 （内１名管理者兼務） （内１名介護主任兼務）	３人		１人
看護職員 （機能訓練指導員兼務）	３人		１人
機能訓練指導員 （看護職員兼務３人）	４人		１人
介護職員 （内１名生活相談員兼務）	１２人	２人	６人
管理栄養士		１人	外部との連携により１名以上

●職務内容

・管理者

職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。

・生活相談員
利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画などを行う。
・看護職員
利用者の看護及び健康管理を行う。
・機能訓練指導員
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
・介護職員
利用者の日常生活のサービス及び援助を行う。

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）通所型サービスの対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

①生活相談
②アクティビティ活動（レクリエーション活動）
③介護サービス（移動や排泄の介助・見守り等のサービス）
④健康状態の確認
⑤運動器機能向上サービス
⑥入浴サービス
⑦送迎サービス

■利用料金

自己負担の割合は、厚生労働大臣が定める基準により決まります。
厚生労働大臣が定める基準が変更された場合はそれに準じます。

［１月につき］

利用者の区分と サービス利用料金	要支援１ 事業対象者	要支援２
利用料金	１７，９８０円	３６，２１０円
自己負担１割	１，７９８円	３，６２１円
自己負担２割	３，５９６円	７，２４２円
自己負担３割	５，３９４円	１０，８６３円

	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		運動器機能向上加算
利用者の区分と加算料金	要支援１ 事業対象者	要支援２	要支援１・２ 事業対象者　共通
加算料金	８８０円	１，７６０円	２，２５０円
自己負担１割	８８円	１７６円	２２５円
自己負担２割	１７６円	３５２円	４５０円
自己負担３割	２６４円	５２８円	６７５円

※送迎を行わない場合の減算（送迎減算）・・・片道につき４７単位を減算

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

１月につき基本サービス費に各種加算を加えた総単位数の９．２％に相当する単位数。

区分支給限度額を超えたサービスに係る介護職員等処遇改善加算分については、利用者の１０割負担となります。

（２）通所型サービスの対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費＋調理費相当）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用及び、調理にかかる費用です。

・利用料金：昼食１回あたり　６００円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の実施地域（事業所より半径 15 ㎞以内の地域）から超えるものについては別紙送迎料金表のとおり徴収します。また有料道路等の通行が必要な場合には、その実費をご負担いただく場合があります。

③アクティビティ活動

利用者の希望等によりアクティビティ活動(手芸、創作活動等)に参加していただくことができます。

・利用料金：材料代等の実費

④複写物の交付

利用者及びその家族等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

・支払証明書　　１枚につき　　１１０円

・事業団記録持ち出し　　１通につき　　２２０円

・原本持込でコピーのみ　１枚につき　　２０円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・オムツ代金　１枚につき：尿とりパット　１７円
フラット　２７円
紙パンツ　９３円
オムツ　１４３円

５．緊急時の対応

万一、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかにかかりつけ医又は協力医療機関と連絡をとり、必要な措置が受けられるようにします。

６．事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等関係者に連絡を行うとともに協力医療機関、かかりつけ医等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

７．非常災害対策について

事業所は、非常災害時に備えて、消防設備および非常放送設備など必要な整備を設けるとともに、具体的な防災計画を立て、職員及び利用者が参加する訓練を定期的に実施いたしますので、その際はご協力をお願いいたします。

８．利用料金のお支払方法

毎月２０日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、２５日までに次のいずれかの方法でお支払いください。
また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月２５日にご指定の口座より振替をいたします。
なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

イ．現金持参又は現金書留等による送金

ロ．下記、指定口座への振込
山口銀行　萩支店　普通預金　６２９５７７３
社会福祉法人　萩市社会福祉事業団
※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ．下記、指定金融機関からの口座振替（引き落とし）
ご利用できる金融機関：
・山口銀行
・山口県農業協同組合
・山口県漁業協同組合
・郵便局（ゆうちょ銀行）
・萩山口信用金庫

９．利用の中止、変更、追加

（１）利用の予定日の前に、利用者の希望により、通所型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申出てください。

（２）利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止又は変更をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。
但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	食費　６００円

１０．禁止行為について

事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排除したりすること。
③指定した場所以外で火気を用いること。
④事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
⑤故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

１１．損害賠償について

利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与えた場合、若しくは、無断で備品の形状を変更なされた場合には、その損害を弁償し又は現状回復をしていただきます。
損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免する事があります。

１２．個人情報の保護について

個人情報については、別紙個人情報提供に関する同意書による利用目的以外には、利用者の同意なしに取り扱うことはいたしません。

１３．虐待防止に関する事項

当事業所施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、施設職員に対する研修の実施や苦情対応処理体制の整備、その他必要な措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

１４．身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。
また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①切迫性・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
③一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

１５．苦情の受付について

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情の受付窓口

担当者　　管理者　　松中　徹
電　話　　（０８３８）２４－４１１１

■受付時間

毎週　月曜日～金曜日　　午前８時３０分～午後５時３０分

（２）第三者委員

岡野　雅治

梅尾　一恵

梅木　幹司

（３）行政機関その他苦情受付機関

萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地　　萩市大字江向５１０番地 電話番号　（０８３８）２５-３３６８ 受付時間　８：３０～１７：１５
山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地　　山口市滝町１-１ 電話番号　（０８３）９３３-２７７４ 受付時間　８：３０～１７：１５
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地　　山口市大字朝田字岡の口 1980 番地の７ 電話番号　（０８３）９９５－１０１０ 受付時間　８：３０～１７：１５
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地　　山口市大手町９－６ 電話番号　（０８３）９２４－２８３７ 受付時間　８：３０～１７：１５

１６．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１７. 重要事項説明書の同意について

令和　　年　　月　　日

私は、書面に基づいて職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿から通所型サービス内容及び重要事項説明書の説明を受けました。

（利用者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（署名代理人）

私は、本人に代わり、本人の意思を確認し、上記署名を行ないました。

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞